

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ツバル	ツバル政府に対する贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2018.5.23 スバ（フ イジー） で (同日)	日本側 大村昌弘在ツバル 大使（フイジーにて兼轄） ツバル側 エネレ・ソシネ ・ソボアソonga首相	2018.6.4 202号
ツバル	離島開発用多目的船建造計画のための贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の交換公文	離島開発用多目的船建造計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	463,000千円 2024.3.31まで	2018.12.19 スバ（フ イジー） で (同日)	日本側 大村昌弘在ツバル 大使（フイジーにて兼轄） ツバル側 フアケナ・ボレ ハム天然資源大臣	2019.1.7 2号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。